

放送の将来像と制度の在り方に関する 構成員等の主な意見

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会

令和5年8月8日

【構成員の主な意見】

- 放送を終了する、それに伴い市場を退出するところもあり、昨年取りまとめをしたときから状況に変化が生じていることを考えると、衛星においてもマス排のルールを緩和して、衛星基幹放送事業者の安定的な確保のための再検討を行うという方向性に賛同する。(第15回 大谷構成員)
- ネットでの動画配信サービスが急成長している状況というのは、地上波よりも衛星放送に顕著な影響が生じるものではないか。(第15回 大谷構成員)
- これまで地上波の放送について中心的に議論してきたが、公共性のある上質な放送コンテンツという観点では衛星放送も例外ではなく、持続可能性のある衛星放送を維持するという将来像を描くために、課題の洗い出しなどの検討の開始を前倒しにしていく必要があるのではないか。(第15回 大谷構成員)
- 一見すると、インフラのコストについてはさらに、効率化のための共用などを探る余地があるのではないか。それによってチャンネル構成を工夫したり、高価なコンテンツの調達などに注力できる余地を増やしていくことに意味があるのではないか。(第15回 大谷構成員)
- マスメディア集中排除原則の見直しについて、基本的に賛同する。(第15回 瀧構成員)
- ハード・ソフト分離が既に進んでいて、かつ固定費が低い世界というので、ここでのコンテンツや放送の在り方をちゃんと検討することが、実際には地上波側での議論の未来を示すことにも資するのではないか。競合環境がより現れているこの領域での、今後の戦略やマーケットの成立について議論を尽くしていくことが大事なのではないか。(第15回 瀧構成員)
- マスメディア集中排除原則の見直しについて、さらにまた環境が変化をしているということで、しっかり見直していくことが重要。(第15回 落合構成員)
- 設備共用であったりも併せて考えていくことは大事な視点になってくると思う。インフラ側の連携でコストの削減であったり、より合理的な業界としての事業展開ができるのかを考えていただくと非常にいいのではないか。(第15回 落合構成員)
- 昨今の放送を取り巻く環境を鑑みると、経済合理性の追求が最重要課題になるだろうと認識しているが、衛星放送のサービス時間率が低下することは避けなければならない(第16回 伊東座長代理)
- B-SAT、JSATはいずれも株式会社ということで、それぞれの経営方針に基づいて運営されているのは理解しているつもりだが、有料の衛星放送の加入者数が漸減傾向にあること、また衛星放送を牽引してきたNHKが2K番組を削減することによって、今後、衛星放送のメディアパワーが低下するのではないかと懸念している。こうした状況を十分酌み取っていただいて、両社間でもフラクナ議論を進められ、インフラコストの低減を実現していただきたい。(第16回 伊東座長代理)
- 統合新衛星の共同化について協議の場を設けて、実務的課題についての検討を開始することが必要。減価償却費についても長期的には解決策が見つかるかと思う。(第16回 大谷構成員)
- 実際に共同衛星を実現するには、専門的並びに技術的な観点から、より突っ込んだ検討が必要になるものと思われる。今後インフラコストの低減策や共同衛星の調達などについて、しかるべきところで、詳細かつ集中的に検討することが望ましい。(第18回 伊東座長代理)

【構成員の主な意見】

- ▶ あくまで放送事業者の自主的な判断によるが、新衛星放送方式に移行する2K番組が増加すれば、空き帯域が創出され、その帯域を新たな4K放送に割り当てることができる。このような循環が生まれると、4K放送の公募を一定のサイクルで実施することが可能になるとともに、放送用周波数の有効利用にも貢献することになる。BS右旋の将来像を明らかにし、こうした循環を実現するための具体的な方策や課題についても、しかるべきところで検討する必要がある。(第18回 伊東座長代理)
- ▶ 衛星放送については、その持続可能性を担保するということが必要だと思うが、早期に結論を得るべき優先順位の高い課題というものがあると思う。安定運用とインフラコストの合理化の両立という論点については、インフラコストの合理化についてはまだまだ検討の余地があると思うし、衛星の打ち上げなどは本当に時間がかかるものだと思うので、すぐにも検討の場を設ける必要がある。その点、時間軸を置いて、タイムラインに課題を位置づけて、そのための検討策をもう既に開始するということ、ぜひお願いしたい。(第18回 大谷構成員)
- ▶ 安定運用とインフラコストの合理化の両立について、スカパーJSATからも見解が示された諸論点について、さらに深掘りするため、専門的・技術的な観点から、タスクフォースなりワーキンググループといった検討の場をもつことが必要ではないか。(第18回 林構成員)
- ▶ BSは多様な番組づくりに資するプラットフォームとしての可能性もあれば、広域的に放送を届けることもでき、宇宙開発と打ち上げのコストに異なる経済圏が今出来上がっている中で、議論が尽くされるべき対象だと思う。特にネットのいろんな番組がどんどん侵食してきているというような立場にある中で、衛星放送には地上波より大きな影響がもたらされていると思う。一方で、ハードとソフトは分離されているので、本来は自主的な新しい取組がしやすいという立場でもあるという、ある種放送産業のこれからを占う要素がとても強いのではないか。BSは放送制度の今後をちゃんと占う上でも、戦略やマーケットの成立の可能性について、専門的な議論の場が設置されるべきではないか。ソフト・ハード分離がされてきているけど、なお様々に経営環境の課題があるところ、打ち上げのコスト自体が変わってきていることをどうとらまえるか、あるいは、最終的に予備的な衛星だったりとか、飛ばしているパネルの確保とか、そういった安定運用のエコミックスをちゃんと見た上で今後を見るような検討の場が必要ではないか。(第18回 瀧構成員)
- ▶ 新たな検討の場もぜひ設けていただいて、専門の先生方にきちんと議論していただいて政策を決定していくということが、非常に必要なこと。(第18回 長田構成員)
- ▶ 視聴者の側からの意見として、衛星放送をケーブルテレビを通して見ている場合に、新しく技術に合わせて設備を変えていくというのは、様々なところでいろんな課題が出てくると思う。人口減少地域でのいろんなコストの問題もあると思うが、設備の入れ替えのところで非常に時間もお金も、そしてみんなの同意を得ることも含めて、いろいろ課題が大きいということになっている中で、新たな衛星放送を見たいと思っても、それがなかなか叶わないという課題も出てくるのではないかと思います、その辺も見据えて、総務省としても政策を考えていただきたい。(第18回 長田構成員)
- ▶ 衛星放送の安定的なサービスの提供という意味では、ハード・ソフト分離がされている中においても、やはりハードの在り方というのは非常に重要になってくるので、指摘があった論点について検討しながらということが非常に大事。その中で、特に2つのインフラ事業者が支えているという状況の中で、短期的なものだけではなく、中期的に様々な経営の在り方も含めて議論していくことが重要であると思う。一方でそういった中で競争法における規律も考慮しながら、適切な形で、インフラやハード面での基盤の提供が安定的にできるような形の議論が必要。(第18回 落合構成員)
- ▶ 衛星放送というのは今後非常に可能性のあるメディアなのではないか。例えば新規参入したBSよしもとの例のように地方創生といった点でも興味深い取組をしている。(第18回 林構成員)

【構成員の主な意見】

- ケーブル事業者による衛星放送の再送信が重要な伝送手段となっていることを踏まえると、衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者の一層の連携を図るための方策を検討することがきわめて重要。たとえば、4K8K放送をはじめとする多チャンネル放送を受信できる環境の整備といった点も論点になる。特に新4Kの衛星放送の対応機器の普及率がまだまだ低いことをふまえると、2K放送に加えて、4K放送を受信できるA-CAS対応のセットトップボックスへの円滑な切り替えといった点も論点になる。(第18回 林構成員)
- ケーブルテレビの事業者との連携についても同様に、しっかり進めていっていただければと思う。(第18回 落合構成員)
- 衛星放送の諸課題を検討するにあたっては、衛星業界内の課題が当然ある一方で、ケーブル、地上波、ブロードバンドと、各媒体を横串で見っていく視点というものも必要になってきている。各媒体間で協調しながら取り組んでいかなければならない問題と、互いに競争しながら取り組んでいく領域とに分かれてくるのではないか。(第18回 飯塚構成員)
- 衛星放送に限って議論をするべきでなく、ブロードバンド、ケーブル、そしてテレビ全体、特に地上波との兼ね合いも含めて、衛星放送固有のスペックで実現できるパフォーマンスというのを、横断的に考える必要がある。(第18回 奥構成員)
- 日本では、4K放送の伝送媒体というのは、短期・中期的には、衛星、ケーブルまたはブロードバンドが牽引していくことになるかと推測されるので、特に4Kコンテンツ制作においては、衛星の果たす役割というのも重要になってくる。また4Kコンテンツに関しては、ブロードバンド経由によるストリーミングサービスによって視聴するケースというものも増えてきていると承知をしている。4Kコンテンツ制作への投資というのを、衛星はもとより、放送業界全体として行っていて、4K番組の絶対数を増やしていくことが、最終的には、4K対応のテレビの買替え需要につながっていくのではないか。(第18回 飯塚構成員)
- 安定運用とインフラコストの合理化の両立については、BSとCSの衛星統合だとか、衛星監査の一元化など、衛星業界として合理化を進めると同時に、アップリンク設備の集約・合理化の一環として、地上波も含めたマスター設備を共用化していくということも、放送業界全体としての合理化を進めるためには、検討の余地があるのではないか。(第18回 飯塚構成員)
- 競争的な領域として、昨今の大手ストリーミングプラットフォームの台頭だとか、またケーブル事業者と対等に競争していくためには、基幹放送としての衛星プラットフォーム事業について、チャンネル編成やチャンネルのパッケージ化などが行えるように規制緩和をしていくのも、検討の余地がある。(第18回 飯塚構成員)
- 過去数回、複数チャンネルの公募の機会があったが、環境的には今までと大分流れが違うのではないかと。特に、今後NHKのBSの減波の際の各局への影響も、かなり大きいのではないかと。これはつまり、NHKが引っ張ってきたユーザーが少なくなるということが懸念されることもあるので、いわゆるマス排緩和も含めた競争環境ということでの規定よりは、今いるプレーヤーが協調できるような方向を少し前向きに考えて、制度設計をしていく必要がある。(第18回 奥構成員)

【構成員の主な意見】

- マスメディア集中排除原則は、放送の多元性・多様性・地域性という形で並列されている中で、あえて単純化してヒエラルキー的になると、放送の多様性がまずもって第一義であって、その実現のために放送の多元性といったものが、それに奉仕するという立てつけになっていると考えると、放送の多様性の維持という点で問題がないのであれば、システムの安定運用の観点からも、経営の選択肢を拡大する方向性でここは考えて、その観点から放送の多元性については柔軟に考えるべきではないか。今後、どういった緩和策が考えられるのかについては、地上波の場合を参考にしながら、いくつかの選択肢を提示していただいて、その選択肢のなかでより望ましい策についてさらに検討を深めるべきではないか。(第18回 林構成員)
- 昨夏から様々な検討の中において、多元性や多様性・地域性といったところに大きな影響を与えないことを確認した上での様々な緩和を行ってきたが、今この時点では衛星放送における同様のマス排の見直しについての要望がある中で、緩和の対応をしていくことが整合性の取れた対応なのではないか。具体的には、認定放送持株会社について、衛星基幹放送を支配可能な状況をつくるということが必要なのではないか。(第18回 瀧構成員)
- 昨今の衛星放送を取り巻く環境の急激な変化を考えると、衛星放送のメディアパワーの低下の危惧を抱いており、メディアパワーの低下を防止するための一つの手段になり得ると考えられ、さらに放送事業者からの具体的な要望もあるので、認定放送持株会社傘下のBS放送事業者が使用できるトラポン数の上限については、緩和しても差し支えないのではないか。(第18回 伊東座長代理)
- マスメディア集中排除原則は、放送の多元性・多様性・地域性を一つの重要な利益と考えて、この点を確保するために設けられているものと思っている。地域性に関する部分は、地上波のローカル局と比べると、やや薄い部分もあるのではないか。既に地上放送において認定放送持株会社について整理がされているという中で、認定放送持株会社については、衛星基幹放送事業者同士の場合に課される以上に上乗せされているマス排を大幅に緩和していき、衛星基幹放送事業者同士の場合の制限と同じにしていくことは、適当ではないか。(第18回 落合構成員)
- 地上基幹放送事業者同士のマスメディア集中排除原則について、一部緩和をしていただいた部分もあり、必ずしも認定放送持株会社の場合だけではなく、このマスメディア集中排除原則について検討いただいたほうが良いのではないか。(第18回 落合構成員)
- 再緩和については、認定放送持株会社傘下のBS放送事業者の部分は、ぜひ進めていただければと感じている。(第18回 奥構成員)
- 地上波で編成的に報道やスポーツ中継で通常編成の兼ね合いやあるいは尺が合わないときに、柔軟な編成方針によってBS側への送客をすとか、いろんなことも含めてやっていかないと、縦割りで壁をつくっていても、ユーザーがついてこないのではないか。要は、自分の局に視聴者を引きつけておくのは今まで重要だったわけだが、「送客することによって、逆からの送客も受けられる」というような柔軟な発想で、テレビコンテンツの送り出しと受け手の関係を、もっとうまい関係にできないのかなという印象を持っており、今回の議論がそういったトリガーになればと期待している。(第18回 奥構成員)
- 先般、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者に対する地域制限が完全撤廃されたことなども勘案すると、同じく傘下のBS放送事業者が使用できるトラポン数の上限についても、例えば上乗せされている制限の部分は撤廃し、衛星放送事業者同士の支配制限と同レベルまで緩和しても差し支えないのではないか。(第20回 伊東座長代理)
- 現状の上限0.5トラポンとしている部分について、衛星基幹放送事業者同士の場合に課される上限が4トラポンということで、認定放送持株会社の場合についても、衛星基幹放送事業者同士の場合と同様に、4トラポンまで緩和して良いのではないか。(第20回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 小規模中継局等の代替としてのケーブルテレビについて、人口減少・設備老朽化における放送受信環境の維持・整備という観点からは極めて重要。放送をめぐる環境が劇的に変わる中、地域における放送の送受信環境の維持の担い手としての役割が増している。(第17回 林構成員)
- ▶ ケーブルテレビはすぐにでも小規模中継局等の代替先として十分に期待できる。その際、代替を進めるに当たって、地上放送局との調整のほかに、視聴者側も対応する必要がある、自治体、地域住民も含めて調整を進めることが重要。移行に当たって、住民への事前の周知を丁寧を実施し、納得を得つつ進めていくことが重要であり、特に視聴者に生じる費用についても説明を十分に行っていただく必要がある。(第17回 林構成員)
- ▶ 現在BB代替をユニキャストでやるという議論が進んでおり、小規模中継局等の代替について、一部衛星放送でもという話があったが、どの方式をどの部分でお願いするのかエリア毎の議論になる。最終的には経済合理性、特にコストの安い方法と住民負担の少ないところで選んでいくということになるかと思う。(第17回 奥構成員)
- ▶ ケーブルで小規模中継局等の代替をやるということは、制度面で言えばふたかぶせが必要のない放送という形でできる。(第17回 奥構成員)
- ▶ ミニサテ局や共聴施設等の設備をどうやって今後更新あるいは巻き取っていくのか、その具体的な進め方はなかなか難しいので、住民の方々への説明の方法など、いろいろ考えないといけない点が多々ある。(第17回 伊東座長代理)
- ▶ 辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化について、住民組合による共聴施設の運営形態から、ケーブルテレビによる積極的な巻き取りに移行することを期待するところ、移行するに当たり、負担すべき初期費用やランニングコストについて、視聴者への説明を十分に行っていただく必要がある。(第17回 林構成員)
- ▶ 現時点では大きな課題が生じていない共聴施設も相当数あるように見受けられるが、今後、時間経過とともに状況が厳しくなるのも事実なので、そのような共聴施設に対して、適切な維持管理の継続をサポートし、また、故障などが生じた場合には、専門的、効果的なアドバイスを受けられるような支援体制を構築しておくことも大事だと思うので、今後総務省において、取組の検討を進めていただきたい。(第17回 林構成員)
- ▶ 辺地共聴施設について、維持が難しくなり、その時点ではもう巻き取りも難しいというような状態になるということもあるので、住民が早めに最適な意思決定ができるようなサポートをしていくことが公共の役割ではないか。(第17回 大谷構成員)
- ▶ 地デジからの二十年という一斉の老朽化に向けた巻き取りをどうやってこなしていくかの戦略と戦術が必要なのではないか。(第17回 瀧構成員)
- ▶ 公設設備の民設移行について、自治体の中には地域情報化の担い手としてこれまで大きな役割を果たしてきたが、過疎化を背景として、自治体側の負担が大きくなっている中で近隣のケーブルテレビ事業者による事業譲渡を行うに当たり、通信設備の更新に対する支援が放送設備にないとなると、円滑な譲渡ができないばかりか、譲渡もできずに運営も困難となり、放送サービスの提供に支障が生じる事態もあることを恐れており、総務省において、支援策の検討、調整を適切に進めて頂けることを期待したい。また、譲渡に伴って住民負担が急に上がるというような事態が生じないような工夫が求められるのではないか。(第17回 林構成員)
- ▶ 公設設備の民設移行について、放送設備も含めた一体的な公設設備の譲渡を実現するという意味では、ケーブルテレビ事業者が、放送も通信も提供している事業者が多く、ケーブルテレビが受け入れ先として、貢献できる部分は大きいと思う。公正競争の確保という点にも留意する必要があるが、ケーブルテレビ事業者の積極的な役割を期待したい。(第17回 林構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 伝送手段にかかわらず、それが放送波であろうと、ケーブルテレビであろうと、ローカル5Gであろうと、最適な方法で放送コンテンツの受信環境を維持するという方向で制度的対応を長期的には進めていかなければいけない。(第17回 大谷構成員)
- ▶ 世帯のカバー率からも明確だと思うが、視聴環境の確保という観点で、放送法上の一般放送と呼ぶ以上に重要性があるというか、非常に制度の中ではしっかりと位置づけにあるということをより明確に意識した議論が進められるべき。(第17回 瀧構成員)
- ▶ ケーブルテレビの中で規模にばらつきもあると思うので、影響力の大きさに応じて、民放並みなのかどうなのかはよく考えながら、規制の在り方なども考えていければと思う。(第17回 落合構成員)
- ▶ 高築年数の共同住宅などの場合は、全国的に類似の問題を抱えているところが多いと思うので、ローカル5Gへの置き換えなどで共同住宅の成功事例があれば、ぜひ全国に横展開すべく、情報共有を進めていただくことも必要なのではないかと。(第17回 大谷構成員)
- ▶ ネットワークの基盤の中で特にケーブルテレビの方々の役割が大きくなっていく中で、今後設備投資という意味では光を進めていくことが重要ではないか。この中でどういう形で施策を進めていくと良いのか、場合によっては民放が担われている部分を、設備を持って事業を展開されている部分をある種代わりに対応していただくような部分も出てくると思う。これに関しては、総務省とも連携して、施策も実施しながら行っていくことも必要ではないかと。(第17回 落合構成員)
- ▶ 通信の間の中でも重複での投資を避けていくことも人口減少社会の中で必要なインフラを維持していくという意味では重要な観点になってくるのではないかと。(第17回 落合構成員)
- ▶ 基幹放送的な役割がケーブルテレビにも移ってきているという中において、制度的には、ルーラル地域において放送を支えていく何らかの仕組みが必要かもしれない。放送と通信を単純に比較できるものではないが、住民目線に立てば、ルーラル地域において、ある種、ユニバの観点から、放送を支えていく何らかの制度的支援の仕組みが必要ではないかと。(第17回 林構成員)
- ▶ 地デジの小規模中継局や辺地共聴施設などのケーブルテレビによる代替については、BB代替に関する作業チームでも検討を進めており、今年度の実証実験では、ケーブルテレビネットワークのラストワンマイルにローカル5Gを活用する方式についても、実験を実施する予定になっている。ケーブルテレビのヘッドエンドからの有線区間では、多チャンネルの放送番組は通常、RF信号で伝送されるので、ラストワンマイルのローカル5Gに接続する際には、IP信号に変換する必要がある。また、現在利用可能なIPユニキャストで伝送する場合、各受信者からのリクエストに応じて番組を選択することになるので、これらの処理を低遅延かつ低コストで実現しなければならない。また、一歩進めて、制度的に放送として扱うためには、IPマルチキャストの適用が必要になるが、ローカル5Gを活用したIPマルチキャストによる番組伝送は、技術的にもホットなテーマであり、低遅延化の実現などに向けて越えなければならないハードルがあるようである。こうした技術的な課題を解決するための研究開発に対して、関係団体とも連携しながら、総務省においても必要な取組が実施されることを期待している。(第20回 伊東座長代理)

【構成員の主な意見】

- ▶ 地上波事業者とケーブルテレビ事業者が、ともに、映像素材のある種のプラットフォーム化のような形で協力していけば、経費削減にもつながると思うし、地域情報の掘り起こしであるとか、ひいては放送を通じた地方創生といったところにもつながるんじゃないかと思う。また、NHKや民放各社というのは多くの映像アーカイブを持っており、そのデジタル化も進めているが、そういった映像素材を十分に利活用できていないという場合もままあるようである。他方、ケーブルテレビ事業者としても、我々のエリアを対象にした良質の映像素材があれば、ビジネスベースでぜひ買いたいという要望もあると聞く。その点、エリアの映像を、なにがしかのクレジットを入れて放送するのであれば、法律上問題ないと思うので、そういった形で、映像素材のプラットフォーム化みたいなものをぜひ進めていただきたい。例えば愛媛では、CATVと民放5社がNHKと共同でサーバーを設置して、それぞれのコンテンツを入れたりとか、お天気カメラなんかの映像もサーバーから自由に使えるようにしたりとか、そういった共通の取組をしており、そういった例は、ある種のベストプラクティスになり得るので、ほかの地方にも横展開して、大いに参考にしていきたい。(第20回 林構成員)
- ▶ 地上波の基幹放送のルールを、ケーブルテレビ側に拡大するのは、経営状況も含め、それから今後、様々な拡大発展に御協力いただくという立場も含めて難しいのではと感じる。(第20回 奥構成員)
- ▶ ケーブルテレビの社会的な役割というのがより重要になってきているのではないかと考えている。実際に視聴環境の中で重要な部分を担っているという点だとか、ブロードバンド代替に関する議論もそうであるし、様々な部分でケーブルテレビに担っていただくべき、社会インフラとしての役割が強まってきていると思う。一方で、必ずしも大きい事業者だけでもないところはあると思う。ただ一方で、ケーブルテレビというものが、最後の受信環境の基盤になってくるような場面も増えてくる可能性もあること、安定的な放送受信環境の提供という意味での重要性が高まってきていることを踏まえつつ、一方で、事業者の大小であったり事業形態も様々であるということも踏まえながら、ケーブルテレビの方々の位置づけについては、よく御検討いただければと思う。(第20回 落合構成員)

【ヒアリング者の主な意見】

- ▶ ケーブル事業者、いろいろな考え方があるので、一概にそれで全部いけるとは限らないが、いずれにしても不採算ではなかなか対応がし切れない部分については、自治体、また国のほうの助成などをいただきながら、なるべく住民の負担が増えないように、もしくは増えたとしても新たなサービスが展開できるということで、御理解いただくレベルの負担にして、あと残りの部分を支援、国なり町なりから支援いただければスムーズにいけるのではないかと。(第17回 日本ケーブルテレビ連盟)
- ▶ 規模の小さいところの設備更新というのがなかなかできない部分があるので、そこに対する何らかの支援というものはやはり総務省のほうにお願いしていきたいと同時に、辺地共聴であったり、小規模中継局のところの対応については、大きな企業、大きなケーブルテレビ事業者が関わるにしても、やはりそこに対する費用は非常に大きくなるので、採算が取れないところにはなかなか頼まれてもできないというのが本音なので、そこに関しては何らかの対応をしていただきたい。(第17回 日本ケーブルテレビ連盟)
- ▶ 安定的な放送視聴の確保については、ケーブルテレビ各社においても、これまで送信機器の予備系の確保であったり、予備電源の確保、また、機関回線の冗長化の取組、こういったものを進めており、重要性を認識した上で対応を進めている。他方で、ケーブルテレビでは、国内に大小様々な事業者が存在しており、規模、そして体制、運営形態、これも千差万別な状況である。各事業者の実態を踏まえた丁寧な議論、そういったものをケーブルテレビに関する制度面の議論を進める上では考慮していただきたい。(第20回 日本ケーブルテレビ連盟)

【構成員の主な意見】

- 最終的には地上波で4Kをやるかどうかというのは、国策でもないし、過去の地デジとは異なる。民放の個社がどのように考えていくかというところは、制度面での配慮が必要かと思う。視聴者の皆さんが4Kの放送とか配信に目がなじんできたときに、2Kはちょっと粗いよねというような環境になるタイミングも重要ではないか。(第20回 奥構成員)
- 放送大学の跡地だが、技術的な調査検討ということが基本的に終了しているということであれば、電波の次の使い道を考えていっていただくことが重要ではないか。規制改革推進会議でも、基本的には適切な利用推進ということで、議論を様々しているところであり、電波が国民の財産ということもあるので、総務省において、その適切な利用に向けた手続やプロセスを進めていくことが必要ではないか。(第20回 落合構成員)
- 4Kの実装の点について、現状の状況では、どのような選択肢で放送を届けていくのかは、経済的な事業の継続可能性といった点で難しい場合が今後出てくるのではないかと認識している。その中で、できる限り経営の選択肢を増やしていく、負担の軽減を図っていくことで、全般としては、守りの分野では、この検討会で議論してきたと思っている。そういった意味では、もちろん4Kについて得られるものもあるとは思いますが、一方で、放送事業者の方々の経営環境の考慮も重要かと思う。そういった中で言うと、経済性も踏まえて、4Kをどの程度使っていくのかも含めて、できる限り放送事業者の経営の選択肢としては準備しつつ、どのように使っていただく可能性があるかは、それぞれの事業者の御判断において進められる形にしていくことが、ほかの論点での議論も踏まえると重要ではないか。(第20回 落合構成員)
- 世界的に見ると、1つの国において、次世代の地上波の放送規格が2つ存在するというのは、まれなケースではないかと思うが、日本の場合の次世代放送の伝送路符号化方式は、2つが併存するという理解をした場合に、将来、製造されるであろう新しいテレビの受信機というのは、これら2つの方式に対応させるということで、製造コストの上昇につながり、それが端末価格の上昇につながってしまうと、次世代テレビの買換え需要が進まなくなってしまうという懸念も一方ではあるのかと思う。(第20回 飯塚構成員)
- ヨーロッパにおいては、ハイブリッドブロードキャストブロードバンドテレビという放送とブロードバンドのハイブリッドの規格に基づいた放送方式が普及しつつある。それに伴って、ブロードバンド放送の場合には、視聴者ごとに地上波の広告を一部差し替えることを可能にする、いわゆるターゲット広告、ないしアドレスブル広告の実現に向けた取組というのが、放送事業者、放送の送信会社、IT企業などの利害関係者が協力しながら進められている。他方で、このような広告というのはパーソナルデータに基づいて行われているため、プライバシーを保護するように、いわゆるGDPRに抵触しないように、視聴者の同意の下に、ターゲット広告をいかにブロードバンド放送に組み込んでいくのかという技術的な検討も並行して行われている。このように業界関係者が協力しながら、新しい広告事業の創出のために、システム的な基盤づくりを業界標準として行っていくということも重要ではないか。(第20回 飯塚構成員)

【構成員の主な意見】

- 左旋波の有効活用におけるスカパーJSATからの提案について、ブロードバンド代替とケーブル代替も含めた選択肢の一つとして考えるのか。さらにその場合の住民負担と放送事業者負担がどのようになるかは、これは選択肢によってかなり変わってくると思う。今後届かないところへの中継鉄塔の整備との兼ね合いの検討が必要。(第16回 奥構成員)
- できる限り連携して事業を行っていただくということで、事業継続の可能性を高めていただくことは大事。また、代替の場面における活用の可能性も見据えて、総務省でもいろいろな選択肢をしっかりと確保して放送局の方々にもいろいろな選択をできるような形を整えていただきたい。(第16回 落合構成員)
- 協動的に取り組む領域としては、例えば地上波のブロードバンド代替の議論において、衛星も代替手段の一つとして、あるいは地上波を補完する手段として、各地域の実情に応じて選択可能にしておくことが必要になってくる。(第18回 飯塚構成員)
- 左旋で地上デジタル放送ネットワークを補完することは、回線の輻輳がなく、放送としての著作権処理で伝送可能なので色々とメリットがあるのではないか。(第20回 林構成員)
- 地上波の代替については、ケーブルだけでなく衛星も選択肢の1つになると考えられる。ラストワンマイルにローカル5Gを活用することをもってしても採算が見込めないという地域では、既存の衛星インフラを活用して、地上波を代替するという選択肢もあると思われる。もしこのような不採算地域において、住民の方が地上波から衛星へ放送媒体を変更したいという場合には、衛星受信アンテナの設置など、初期費用の一部を国が支援するというのも検討の余地があるのではないか。(第20回 飯塚構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ アテンション・エコノミーの中で放送がどのような役割、機能を果たしうるかという点について、放送は、情報的な健康を実現し、民主主義を維持するために重要な役割を果たしうるのではないかと。民放に関しては、アテンションを取ることは極めて重要なビジネスのモデルであるが、そこに全振りしないことが放送法の中にも記述されているのではないかと。(第16回 山本龍彦構成員)
- ▶ 放送政策の基本的な方向性としては、放送のコンテンツの制作流通というのをいかにして促進するのか、この促進に値する実体というものをいかにして、放送事業者の自律性を確保しながら担保していくのかの2つの方向性が求められているのではないかと。(第16回 山本龍彦構成員)
- ▶ 促進に値する実体というものを、自律性を確保しながら担保するという点について、編集における、取材とか制作とか編集における透明性やアカウントビリティというものを確保していくことが、アテンション・エコノミーにおいて表示される他のコンテンツとの差分というものを設けるためにも重要になってくのではないかと。(第16回 山本龍彦構成員)
- ▶ 偽情報等に強いガバナンスを改めて検討していく、整備していくことが重要ではないかと。あまたある情報の答え合わせ機能というものを放送が担うということが重要ではないかと。そのための対策というものをどのように自律性を確保しながら構築していくのが重要ではないかと。(第16回 山本龍彦構成員)
- ▶ 放送としては、フィルターバブルに閉じ込める方向ではなく、いかに既に形成されているフィルターバブルを壊して、他者、ないし公共との関係を開くのかというデータの活用が重要になってくる、いわば偏食をさせないための取組ということが重要になるのではないかと。(第16回 山本龍彦構成員)
- ▶ 今のインターネットの世界でいろいろ真実か、偽情報なのかどうかも我々に判断ができないようなものがあふれかえっている中に、もし放送というのが出ていったときには、ぜひそのお手本となるいろいろな振る舞いをしていただきたい。(第16回 長田構成員)
- ▶ 今はSNSなどの情報を簡単に放送のコンテンツの中にも取り入れていることもあると思うが、それがかえってお墨つきを与えてしまっていて、フェイクニュースの拡散を手伝うようなことにもなっていることもあるとか、間違っただけで放送した場合はどうやってそれを訂正するかと、ネット上でも拡散されたものはちゃんと削除していくようなことも必要ではないかと。そういうお手本としてふるまっていってもらうために、放送事業者は、こういうふうにやっていただきたいということで、総務省でもガイドラインみたいなものを考えるときにも来ているのかと思っている。(第16回 長田構成員)
- ▶ 放送事業者がこういった情報空間の中でどういう形で役割を担っていくのかはますます重要になると思うし、そういう中で取材に裏打ちされたような情報の提供だったりとか、偽情報、誤っている情報、こういったものが発信されている場合に打ち消しをしていくことも含めて、役割として考えられる部分が出てくると思う。(第16回 落合構成員)
- ▶ メディアの中でも例えばSNSなどのソースなども引用しながら報道されることもあると思うが、どうしても自らの取材活動だけの制作もできない部分もあると思う。どういう形でソースのスクリーニングをしていくのかや、万一、拡散した場合の訂正の放送、もしくは自らが関わられていないような範囲でも、偽情報が拡散されている場合の対応をどうするのかといった辺りの把握も重要ではないかと。(第16回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 放送というのは、インターネットがなかった時代から現在まで、視聴率に代表されるように放送と同時に何人が見たかという毎分レベルの積分値で評価されてきており、確かにリーチは広いが、後から見返すことができなかった。それが今、NHKプラスによって、同時配信や1週間キャッチアップとして可能になった。NODでは、過去番組のアーカイブ視聴も可能。比較的時間軸がずれても見られるようにはなってきた。しかし、ネット空間はそもそもストックデータで、ずっとそこにあり続ける。これは誤情報も含め、フェイクなニュースも含め、あり続けるということになる。NHKが立脚されているジャーナリズムに従った参照点となるべき情報は、本来はずっと情報空間にあり続けなければいけないと思う。これは、日本国民にとっても便益に資するということだと思う。しかしながら、「放送と同等の効用のあるものをネットに出します、場合によっては抑制的に、予算のキャップもはめてあまり大きくならないようにやります」というような発言が続いている。私は非常にそこに懸念を抱く。NHKこそが、ネット側に未来永劫に残る状態で、つまり検索やChatGPTの教師データとして残るようなものを常に出し続け、もちろん変更があれば訂正していくという事は必要かと思うが、みんなが見に行ったときに、そこにあるということをつくるべきだと考える。NHKが考える「放送と同等の効用」にはあたらない、つまり音声や映像ではないテキストベースのものをちょっと抑制的にするとして、NHK NEWS WEBを場合によっては止めるかもしれないという報道がある。それはこの趣旨、志からは逆向きのベクトルだと感じる。(第19回 奥構成員)
- ▶ 様々なインターネットにおける拡散対策もあると思うが、放送法の中では、9条のほうで訂正放送に関する事項がある。これは、9条1項のほうで申立てがされる場合で、2項において自ら自発的という場合がそれぞれ書かれていると思う。この9条1項の場合について、これは実際どのくらい使われていて、世の中の方々にとってどのくらいこれが周知されているのかがあるのではないかと考えている。この点については、使いやすくなるようにしていく、訂正放送というものにアクセスしやすくなるようにしていく取組も重要ではないか。(第19回 落合構成員)
- ▶ 9条2項について、これも実際どういうよい形でこれが使われているか。今回、様々な訂正の在り方だとか、誤情報の拡散抑止の在り方は、御発表いただいたことも含めて、ある種のグッドプラクティスになり得るものを御紹介いただいていると思うが、この9条2項などとの関係も踏まえて、よい事例などはこういった発表をされることも含めて共有されていくことが重要ではないか。(第19回 落合構成員)
- ▶ NHK自身が流された放送の中で誤りがあった場合の対応について、特に完全に誤った情報として伝わった場合の訂正の仕方だが、放送でそれが流れたものに対して、ネット上でまず訂正が行われるというようなことを経験している。それはやはり放送での訂正は、やはり放送でもきちんと行っていくべき。なぜ完全に事実と違うような情報の伝え方をしてしまったのかということも含めて、視聴者に対してきちんと説明をすることがないと、番組や放送局に対する信頼度というのはやはり落ちてしまうと思うので、そういう丁寧な訂正の仕方みたいなものがNHKで、もしないとしたら、ぜひそれは自主的に何か対応を考えていっていただければ。(第19回 長田構成員)
- ▶ NHKは世界各国のメディアとも連携し、国際発信にも積極的と思うが、さらに踏み込んで、今後その連携を超えて、日本がニュースの信頼性のために世界をリードする取組も期待している。(第19回 林構成員)
- ▶ 訂正放送について、なかなか外から見て分からないような形になっている部分もあるのかと思う。請求による場合の具体的な手続だったり、訂正放送に関する良い事例だとか、もしくは、誤った放送内容がSNSで拡散してしまった場合の対応例などについて、放送事業者の方が自らということもあるだろう。また、総務省が、こういう点は注意するように、もしくは、事例についてはこういう事例があるので参考になるようにということで、公表する資料やガイドラインを整備して頂ければと思う。放送事業者において、最終的にどうするのかは自主自律に委ねられるということが放送における大原則ではあると思うが、そういった分かりやすくするような形の取組も進めていただくべきではないか。(第20回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 放送法で訂正放送の仕組みがあるということ、せつかくあるので、もっときちんと多くの方々に知らせていただきたい。総務省に案内があるということなので、そのURLを貼っていただくとありがたい。それから、これからネットに放送のコンテンツが出ていく、その後のことを考えた場合にも、放送のコンテンツに対しての信頼というのを考えても、万が一にも誤った放送をしたときには、ネット上だけではなく放送でも、番組内とかできちんと説明してもらって、訂正をしてもらうというのはとても大切なことだと思う。そういう早い対応ができたというような事例もあるということなので、そういうものを共有しつつも、ガイドラインみたいなものができていって、それがこういう仕組みだということ国民がきちんと分かればいいのではないかと。(第20回 長田構成員)
- ▶ 訂正放送の件数があまりに少ないので、これぐらい少ないと、ちゃんと自浄作用とも言える機能なのに、ペナルティに見えてしまう部分があるんじゃないかなと思っているので、もう少し丁寧に周知の回数とか、何かそういうものが見えてくるというのではと思うし、広く見たときに放送局によってそれをどう伝えるかというのに、比較があってもいいのかなと思う。なので、そういう増やしていくための方策を考えることはすごく有意義だと思う。(第20回 瀧構成員)
- ▶ 放送の真実性というのは、放送事業者自らが発見することができないケースもあるのではないかと認識しており、放送の真実性確保については、権利侵害を受けた人から請求があった場合、放送事業者自らが発見した場合に加えて、BPOのような第三者から指摘を受けたというケースも含めて、包括的に検討していくことが放送の信頼性を得るというためには必要ではないかと。(第20回 飯塚構成員)
- ▶ 訂正放送は、放送局の自律的な義務だという、2004年の最高裁の判決があったと思うが、それをベースに考えるべきだと思う。この点で、放送倫理基本綱領において、万一誤った表現があった場合には、過ちを改めることを恐れてならないとあるので、訂正放送の根拠条文が放送法にあるというのは大前提だけれども、国がこうすべき、あすすべきとかいう前に、まず、放送局の自律的な対応として、手続の流れや処理のフローというところから整備していただいて、それを透明性を持った形で、公開しておくのが望ましいと思う。そういった取り組みを支援するために、総務省が側面支援的にベストプラクティスをお示しいただくのがよいと思う。(第20回 林構成員)
- ▶ 訂正放送は基本的には自律的な対応が求められるものだと思う。ただし、消費者の保護という観点から、総務省には側面からの支援をぜひお願いできればと思う。(第20回 三友座長)
- ▶ いまテレビを見ている方は、比較的長い時間テレビを御覧になっている方が多い。その方にとっては、同じ報道ネタを繰り返し見る事になり、ほとんど情報がアップデートされずに、接触頻度(フリークエンシー)だけが非常に過多になっている側面がある。逆にインターネット経由で様々な情報を得ている方にとっては、テレビからは新しい情報は得られないという認識が、テレビ離れを起こしているという側面もある。さらに、ネットで御覧になっている方は、情報が多種多様で、もちろん本物かうそかということも含めてだが、放送では伝えていない情報にも触れることができる。つまり、彼らにとっては「テレビが伝えていない、あるいは報道しない」ということに関する懸念がある。本来、多様性ということであれば、様々な視点や視座に従って放送が行われるべきで、伝えないことに関する懸念を制度に加えるということにはほぼ無理だと思うが、そういった視点を放送事業者の方には是非お伝えしておきたい。(第20回 奥構成員)
- ▶ 実際に通信側の空間を見ていくと、どうしてもプラットフォームによって拡散される情報というものも相当程度、多くあるので、そういった中での、例えばコンテンツモデレーションであったり、プロミネンスに関する議論といったプラットフォーム側との対策との連続性であったり連携といったような点も、副次的には重要な点ではないかと思うし、今後、併せて検討されるべき課題ではないかと。(第20回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 現代の情報空間においては、生成AIの活用等を通じて、偏った情報に基づく根拠や裏付けのない情報が大量に生成されるなど、新たな問題も認識される中、情報空間の健全性を確保するために、取材によって裏付けられた放送コンテンツの信頼性確保の重要性が増していることは論を待たない。放送コンテンツの信頼性を支える仕組みの1つとして、放送法9条の訂正放送があるところ、検討会親会で訂正放送の運用について取り扱うのは大変時宜を得たものと考えている。アテンションエコノミーの課題が大きくなる中、放送コンテンツの信頼性への期待は大きいですが、その信頼性は繊細でもろいものだと思う。真実でない情報が一旦発信され、きちんと訂正されずに放置されるようなことがあれば、当該放送事業者一人の問題ではなく、放送コンテンツそのものの信頼性を毀損することとなる危険がある。件数は少ないとはいえ、放送事業者が訂正放送を行った事例があるため、その具体的内容、対応プロセスを基に事例集として共有し、訂正放送を請求する必要がある方のために請求方法などを公開することが望ましいのではないだろうか。あくまで事例の共有であって、放送事業者の編集権を侵すことにはならないものと認識している。(第20回 大谷構成員)

【構成員の主な意見】

- 放送事業者の価値を發揮するための取組を求めるといのがコーポレートガバナンスの趣旨だと思っている。放送事業者については、NHKだけに限らず、民放の方々も公共性を有する立場だと思っており、二元体制の中でより情報発信の実質化が求められる状況を踏まえていく必要がある。(第15回 落合構成員)
- 民間放送局においては、放送番組の質を高めていただくためのビジョンや、戦略・指標を作成していただき、発信していくことを求めていくのが、ガバナンスの議論の本質として必要ではないか。この情報空間を適切に形成するための仕組みを整備するという事で、情報空間における地域情報の確保を進めて、地域の適切な芸能や文化の保持に努める必要があると考えている。(第15回 落合構成員)
- ローカル局の中には非上場企業も多く、自治体や地元企業の支援を求めるといった、財政的に厳しい状況にある放送局もある中で、積極的に放送局自身が果たそうとしている社会的責任や、その財源や体制が十分に開示をされ、社会的な付託に応えられるような体制が整えられていくことが期待されるのではないか。必要があれば、環境整備を検討することもあり得る。(第15回 落合構成員)
- この業界の場合、株主や市場からの圧力が必ずしも良い結果を生むとも限らないし、むしろ一般の事業者と比べて弊害が大きいように思う。他方で、経営に対する外部の透明性という観点からは、非上場のマスメディア事業者であっても非常に重要。デジタル時代における放送制度の在り方における、既存メディア業界の経営に対する外部から見たガバナンスや透明性等の観点と、諸課題との関係性について、広範囲にいろいろヒアリングをしながら、個別企業の事情や地方の特殊事情を勘案した上で、慎重かつ果敢に検討していく必要があるのではないか。(第15回 林構成員)
- 情報の自主的な開示の部分で、日本民間放送年鑑の内容が一般のいろいろな方の目につくことはかなり少ないのではないか。そういった意味では、やはり情報の積極的な開示というのは、より一層いろいろな方に見やすい形で情報発信していただければと思う。これは既に公表自体はある種、出版されているものではあると思うので、一定の調整を行いながら実施し得る話ではないか。(第19回 落合構成員)
- 地域情報の発信がローカル局の果たしている最大の価値の一つだと思っている。そういった役割をしっかりと果たしていただくために、さらにこれを強力に推進していくために、どういうことができるのかということである。経営基盤強化につながっていくような取組をぜひ行っていただけないか。(第19回 落合構成員)
- これからの時代が変わっていく中で、より一層地域情報を発信していくことに対する役割が特に重要な役割になりつつも、経営環境としては厳しくなるといの中で、戦略的に取組を進めていっていただくということで、ぜひ最終的にできる限り多くの事業主体に情報発信を続けていただきたい。そういった観点で、また、できる範囲で、今後どういった施策ができるかを検討させていただければと思う。(第19回 落合構成員)
- 一斉再免許の際の厳格な審査の結果であるとか、あるいは最近の経営ガバナンスの取組みたいなものについて、視聴者や一般国民に周知していただく工夫もあってもよいのではないか。地元のローカル局のサステナビリティというのは非常に興味を持っているので、その点、工夫があってもよいのかなと思う。(第19回 林構成員)
- 自らの事業とその価値を伝えるということだけではなく、放送メディアの意義と価値についてもぜひ伝えていただき、放送の果たす役割についての理解増進を図っていただきたい。この点に関しては、民放だけではなくNHKにも期待している。(第19回 伊東座長代理)
- 公益的な義務を果たしているという放送局の国民への説明責任として、ウェブサイトを利用して広く情報開示していくということが求められるのではないか。(第19回 飯塚構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 例えば認可業である銀行業では全国銀行協会が半期ごとに全国銀行財務諸表分析というものをエクセルでまとめて出しているだけでなく、個別行の決算もエクセルで出している。よく証券市場にいるアナリストたちがこれを分析の対象にして、この業界の本当の大変なところはどの辺だとか、ちゃんと要因分析ができるように、全銀協というのは結構いろいろとディスクロをやられてきている。当然、放送は銀行業界とか金融業とは違って、お金を預かるという業でもないし、公表に至るまでの歴史が違うことはあるとは思いますが、年鑑の中で既にディスクロがされているものくらいはエクセルで横並びにして公表されてみてはいかがかと思っております、それを打診したい。(第19回 瀧構成員)
- ▶ サステナビリティの中でもこの項目は私たちが特に会社としての強みを有しているとか、その地域において問題解決をするべきだと強く信じているという優先順位をつけることが上場会社には求められる流れがあり、この考え方を非上場の会社にももう少し敷衍していけないか。(第19回 瀧構成員)
- ▶ 地域情報の発信だけではなくて、地域の文化形成も含めた文化・産業の基盤にもなるという意欲を示していただけたらと思うし、非常に重要な役割だと思う。そのために、経営基盤強化もやはり重要なので、そちらもポイントに置いていただきたい。(第19回 落合構成員)
- ▶ 地方公共団体との出資も例が増えてきている。利害関係についてどう考えていかもまた重要な課題になると思う。もちろん、地方公共団体と密接に行っていかなければ事業としてなかなか難しいものもある中だとは思いますが、例えば監査法人の中でも、コンサルティングファームと監査部門でいろいろウォールを引いたりとか、いろいろ利害関係の整理の仕方はあると思うので、ぜひそういった点も踏まえながら、しっかりと民主主義の基礎となるような情報を発信できるような取組を進めていただきたい。(第19回 落合構成員)
- ▶ 以前、民放連にも要望したところだが、財務分析は横並びで、ある種、誰でもできるような環境に情報があるべきだと思う。各社ごとにももちろん公表するとかも1つの手段ではあるが、横並びで、放送局もたくさんあるので、分析をして、必要な分析を様々な人ができるようにする。そうすると、必要な手だてをより早く打ち手としてできるようになるというシンプルな要望があるので、こちらはぜひ今後とも御検討いただきたい。(第20回 瀧構成員)
- ▶ 最終的な目標としては、特にローカル局の方々に、地域情報をしっかり発信していただきたいということにある。これは文化の基礎、地域の文化の維持ということもあると思うし、また、当然ながら、最も重要な民主主義の社会的基盤を形成していく、といった役割をしっかりと果たしていただくことが非常に重要だと思う。そういった意味では、まず、そもそも一定の地域を担われる放送事業者の方々が存在しない場合は、そういったローカル情報の発信の増加について、一定の質を担保して、制度上の質を担保することを担っていただく事業者自体がいなくなることになってしまう。このため、まずは経営の継続性、基盤の安定性、こういう部分を保っていくためのコーポレートガバナンスは、基礎的なものとして、必要になってくるのではないかと。また、それに加えて、目的として、ローカル情報の発信の強化、これが放送事業者、特に地方局に課された最大の使命であろうと思っている。もちろん量的に評価するものではないということではあると思うが、少なくとも、何らか質的に向上していき、しっかり情報自体が地域社会の中で伝わっていくことが重要。もしくは地域の外に出ている方でも、その地域のことを知りたいという方が知れるような形で情報を世の中に出していく、そういう端緒をしっかりとつくっていくということで、ぜひローカル情報の発信が増加することを、重要なコーポレートガバナンスの目的にさせていただきたい。また、こういった際に特に重要になってくる部分として、情報開示の透明性自体を図っていくことは非常に大事ではないか。一定の既に情報開示がなされている部分はあるが、これを外から見えるような形で、しっかり開示をしていただくとことが大事。(第20回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ 自治体の出資の関係性には気を付けないといけない。民主主義、社会の礎というところでいうと、メディアにおいて、自治体であったりとか地域社会と手を取って事業を行っていく、これによって収益を確保するという面はもちろん進めていただくべきであるし、地域に担われる、要するに地域企業から出資を受けたりとか自治体から出資を受けることが一律に禁止されるようなものではないと思う。ただ、一方で、そういったお金を受け取るということによって批判ができなくなる場合も生じることになる。要するに、民間放送事業者が地方政府に対して批判できなくなるような状況は、必ずしも健全な状況ではないと思う。そういった意味では、自治体等の出資を受ける場合には、終局的には利益相反関係になる可能性がある部分もあるので、こういった部分について、しっかり情報発信できるような体制になっていることを確保していくとも必要ではないか。こういったコーポレートガバナンスを整備していただくことも、これは最も重要な、ローカル局の方々の批判相手との関係で整理しておいていただくことは大事ではないか。(第20回 落合構成員)
- ▶ 基本的にディスクロージャーは、投資家との対話だけを目的にするものではなく、その事業主体のTo Beとのギャップを自己認識するためにも意義が大きい。したがって、ディスクロージャーの推進はあっていいと思うが、上場会社と同じ物差しで測れない価値があることを踏まえ、放送事業者が求められている役割との関係で必要な情報開示がなされなければ意味がない。日本の放送メディアとしての地域社会における持続可能性という観点から、人的資本や地域社会への貢献について情報発信するといった放送事業者ならではの積極的に発信したいようなものを、情報開示の指標として設定していくことも考えられるのではないか。放送メディアの地域社会への貢献としては、今、世の中で生じている事象を取材し、報道し、視聴者に届けるだけでなく、地域(日本)の文化や歴史の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代、次々世代に歴史の真実を伝えていくこともその役割に含まれると考えている。このような取組については、放送事業者には積極的に情報発信していただきたい。(第20回 大谷構成員)

【構成員の主な意見】

- FM転換については、制度設計を迅速に対応して民放の皆さんの経営の選択肢を増やすということ、NHKの場合は公共放送という使命も含めて進めるように、進めていただきたい。(第15回 奥構成員)
- FM転換に関して、現在ラジオを楽しんでいらっしゃる方々、それと、災害時に何かあったときのために情報源としてラジオを持っているけれども、ふだんは聴いていない方々の2種類考えて広報をきちんとしていただきたい。(第15回 長田構成員)
- 災害時におけるラジオが果たす役割に関連して、特に車の中で聴く、いわゆるカーラジオのFM放送の対応というのを並行して進めていく必要がある。災害時に避難所代わりに車を使う方、大雪で立ち往生してしまった車の運転手など、カーラジオが災害情報やローカル情報を得る重要な手段にもなってくると考えられる。今後、AMからFMへの放送転換や、FM放送の周波数拡張を踏まえれば、カーラジオのFM対応にも配慮をしながら検討を進めていく必要がある。(第15回 飯塚構成員)
- FM補完中継局が必要となる地域では聴取者がどうしても高齢層に偏っている部分もあると思うので、そこに適した告知が大事。(第15回 瀧構成員)
- NHKの提案については、様々な対策をされた上でここだけはという提案だったと思うので、対策を進めていただければ良い。(第15回 長田構成員)
- 災害対策上、必ずしも好ましくない場所にAM放送の送信所が設置されている地域で、AM放送の送信所が被災した際にも放送サービスを継続するために、FM補完中継局の設置は必要。(第15回 伊東座長代理)
- 現行制度では「主たるFM補完中継局」の設置がNHKには認められていないが、それを設置する以外に適切な手段が見当たらない場合には特例措置としてその設置を認めても良いのではないかと。ただし、その際の放送用周波数については、現状割当てられている90MHzから95MHzの周波数帯の混雑状況を勘案すると、この帯域での割当ては難しいかもしれないので、95MHz以上のいわゆるV-Low帯域の利用について検討する必要がある。(第15回 伊東座長代理)
- NHKからの提案は進めるべきと思う。一方で、NHKが新たに割当を受けられることにより、民放側においてこの周波数の帯域を利用しようとしたときに個別にバッティングしてしまうことがないのかどうかは大事なのではないかと。今後、利用したいという民放が出られるときに障害にならないような形で割当の調整をしていただくことは前提として非常に大事ではないかと思う。(第15回 落合構成員)
- 屋内で聴くケースや外出先での地下街・地下鉄・建物の中・地下駐車場といったところで災害に遭ったときということを考えると、同じコンテンツ、放送内容であってもAM波だけでなく、FM波も含めて様々な伝送手段で聴けた方が良い。(第15回 奥構成員)
- 放送でのリーチは大事なことだが、ブロードバンド代替という話がテレビにも起こっているということを考えれば、radiko、らじる★らじるでの放送をネット側で出すということがここまで早くできているというのをうまく活用して、全体で設計していくことがすごく重要ではないか。(第15回 奥構成員)
- これまでの検討の中でも、例えば放送波についてブロードバンドの利用も考えてきていることもある。現状においてFM補完局の整備でアジェンダが立てられていると思うが、今後のより中期的な検討を考えていく中では、通信も利用した中でどういう形であまねく伝えられるようにしていくかの設計も大事になってくると思う。(第15回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- ▶ FM補完中継局の電波を受信するためにはワイドFM対応の受信機が必要である点について、十分な周知広報が必要というのは重要な指摘だが、ワイドFMの周波数というのは、通常95MHzまでであると認識している。今後は、95MHz以上のいわゆるV-low帯域の利用についても、検討が進むものと思われる。特にカーラジオでは、通常のFM放送を受信するだけでなく、現在、1,620kHz帯のAM方式で提供されている路側通信システムのFM方式への移行が検討されていると思うので、その受信も可能となるように、76MHzから108MHzを受信帯域とする超ワイドなFM受信機の普及促進を図っていただきたい。(第20回 伊東座長代理)
- ▶ 防災等の観点で、そういった時にラジオを聴取されるという層もあるので、ぜひ周知広報のところについては、設備の利用なども含めて十分広報を進めていただきたい。(第20回 落合構成員)
- ▶ 災害用のラジオ受信機がAMしか取れないというのが、まだ販売をされている現状があるので、放送局の皆さんの御努力もだが、総務省としても、そういうものを販売している事業者の団体などに対して、きちんと広報をしていくべきではないか。(第20回 長田構成員)
- ▶ 視聴する側の情報空間は確実にネット側が普及しているという中で、放送の利用者でないときには、正直なところ、かなり情報が収集され活用されているという現状があるという事実をちゃんと踏まえた上で、この方向性を考えることが大事だと思っている。それは、利用者の側にとっては、従来であれば仮説のレベルで例えば非常に怖いと思っていたことが、今はもう少し現実として既に許容度が増しているという観点もあると思う。(第19回 瀧構成員)
- ▶ 広告自体の価値を、本来の公平性をゆがめない形で上げることができる余地があると思っており、様々な情報の保護に関する慎重であるべき議論があるとは思いますが、その可能性をちゃんと考えることは大事。(第19回 瀧構成員)
- ▶ 企業のマーケティングニーズ、広告主のニーズに応えるためのデータの整備の必要性ということを問題提起していただいたと思っており、いかに視聴者にとって安心できる形でデータ分析の材料を提供する仕組みが整えられるかというのは、恐らく少し時間をかけて議論しなければいけないテーマだと思う。(第19回 大谷構成員)
- ▶ 放送のコンテンツが、電波であるのか、配信であるのか、それぞれの方法が出てきているが、これらを統合して、さらに広告価値を高めるような形にしていけないと、広告というものに依存する民放のビジネスは、インターネットプラットフォームとの競争関係を維持していくのが難しいのではないかという話であったのではないか。(第19回 落合構成員)
- ▶ 著作権集中管理事業は取引費用の削減やクリエイターへの確実な対価還元という点でもきわめて重要な機能を担っている。(第18回 林構成員)
- ▶ クリエイターの方々と放送事業者が共にしっかり収益を確保できるような形、これは極めて重要なことだと思う。どちらかだけがずっとうまくいく、そういうエコシステムはないと理解している。(第18回 落合構成員)

【構成員の主な意見】

- 適正な使用料の支払いがないと、コンテンツを供給していただく方がいなくなる。これはほかのワーキングの中でもやはり、放送局だけではなくて、制作に関わる方であったり、素材を提供される方、こういう方も含めて、しっかりエコシステムが回っていくことが大事ではないかと議論させていただいているところでもある。そういった特に決まった対価が払われないといったようなことであると、適切ではない。(第18回 落合構成員)
- 放送事業者のみに課せられていることを少し緩和していく、あるいはインターネットの場での競争をしている事業者との立ち位置をフラットに、ニュートラルにするということを少し工夫する必要があると思う。それは個人情報などをどう保護のもとに活用するかということも同様であるし、諸外国においては、FAST(ファスト)サービスやコネクテッドTVから来るオーバーIPのサービスなど様々なものが映像情報として地上放送の競争の相手になっている。この場で議論される、「放送か通信か」とか、「著作権隣接権がクリアできるかそうでないか」という議論ではなく、ユーザー目線に立って、映像情報なのか、音声情報なのかという中で、それを放送で伝えているのか、ネットで伝えているのかという部分があると考えて、横断的に考えていかないと、若者のテレビ離れということも含め、法整備がそこに追いつかないなということ、ずっとこの議論に参画して思っている。そういった意味では、できる限りユーザーの動きも先回りして制度設計を行い、放送事業者への支援、特にローカル局への支援を検討していく必要がある。(第20回 奥構成員)
- 全体として、ワーキングを幾つか設置して、専門的な議論を細分化して議論していくことも大事なことであろうと思う。ただ、一方で、専門的な議論を進めていくということは賛成ではあるが、引き続き、親会等のような場で、しっかり統合して議論して、全体像をしっかり保って議論していくことが重要ではないか。(第20回 落合構成員)
- 視聴データの利用の点については、これは非常に重要だと思うので、次期以降、ぜひ御検討いただきたい。また、放送事業者の方々のコンテンツの流通の補助というのは、ハード面だけではなくソフト面でのノウハウ、IPの処理や、販路といったものをサポートしていくこともぜひ加えていただければと思うし、コンテンツワーキング側で検討したことも、うまく反映できるのではないかと思います。(第20回 落合構成員)